

令和元年度第1回大船渡市国民健康保険運営協議会

日 時：令和元年5月28日（火）午後1時30分

場 所：大船渡市役所 議員控室

〈 次 第 〉

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 議 事

(1) 諮問第1号 大船渡市税条例の一部を改正することについて【資料1】

(2) 諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）を定めることについて【資料2-1、2-2】

(3) そ の 他

6 そ の 他

7 閉 会

諮問第 1 号

大船渡市税条例の一部を改正することについて

大船渡市税条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和元年 5 月 28 日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第2号

令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）を定めることについて

令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和元年5月28日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

大船渡市税条例の一部を改正する条例の説明要旨（国民健康保険税分抜粋）

1 本則

改正条項	改正要旨	施行期日等
第140条	<p>（保険税の課税額） 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて定めるもの。</p> <p>課税限度額</p> <p>【現行】 医療分 58万円 ⇒ 【改正後】 <u>61万円</u></p> <p>※後期高齢者支援分、介護分は改正なし</p>	<p>公布の日施行 関係法令：地方税法第703条の4、地方税法施行令第56条の88の2</p>
第161条	<p>（保険税の減額） 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について定めるもの。</p> <p>軽減判定所得</p> <p>5割軽減 【現行】 基準額33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 【改正後】 基準額33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数</p> <p>2割軽減 【現行】 基準額33万円 + 50万円 × 被保険者数 【改正後】 基準額33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数</p>	<p>公布の日施行 関係法令：地方税法第703条の5、地方税法施行令第56条の89</p>

2 附則

改正条項	改正要旨
第1条	この条例の施行期日を定めるもの。
第6条	国民健康保険税に関する経過措置を定めるもの。

大船渡市税条例等の一部を改正する条例（国民健康保険税分抜粋）

（大船渡市税条例の一部改正）

第1条 大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第140条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第161条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大船渡市税条例第140条第2項及び第161条の改正規定、第3条及び第4条の規定並びに附則第6条の規定 公布の日

（国民健康保険税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大船渡市税条例改正新旧対照表（国民健康保険税分抜粋）

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>（保険税の課税額）</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は58万円とする。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）イ～へ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）イ～へ [略]</p>	<p>（保険税の課税額）</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は61万円とする。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）イ～へ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）イ～へ [略]</p>

**令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）について**

【補正理由】

平成 30 年度において提訴した第三者行為の損害賠償請求事件訴訟に伴い納付される損害賠償金（療養給付費等の見込額）の歳入補正並びに一審に係る訴訟費用及び財政調整基金積立金の増額の歳出補正

国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者の減免期間の変更に伴う業務システム改修費用の増額補正

【補正予算の概要】

補正予算総額 13,158 千円
補正後予算総額 4,497,178 千円

（1）歳 入

款	款 名	補正額(千円)	補正理由
4	県支出金	813	制度改正に伴うシステム改修に係る保険給付費等交付金（特別調整交付金）の増額
8	諸収入	12,345	第三者行為の損害賠償請求事件訴訟による損害賠償金（過年度分療養給付費等の見込額）の納付金
補 正 額 合 計		13,158	

（2）歳 出

款	款 名	補正額(千円)	補正理由
1	総務費	1,658	第三者行為の損害賠償請求事件の一審に係る訴訟費用（旅費、訴訟業務委託料）及び制度改正に伴うシステム改修費用の増額
6	基金積立金	11,500	第三者行為による納付金の増額に伴う財政調整基金積立金の増額
補 正 額 合 計		13,158	

令和元年度 大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和元年度 大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和元年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,497,178千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月28日提出

岩手県大船渡市長 戸 田 公 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		3,383,836	813	3,384,649
	1. 県補助金	3,383,836	813	3,384,649
8. 諸収入		10,563	12,345	22,908
	2. 雑入	8,562	12,345	20,907
歳入	合計	4,484,020	13,158	4,497,178

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		97,423	1,658	99,081
	1. 総務管理費	68,855	845	69,700
	2. 徴税費	28,016	813	28,829
6. 基金積立金		19	11,500	11,519
	1. 基金積立金	19	11,500	11,519
歳出	合計	4,484,020	13,158	4,497,178

補正予算に関する説明書

(国民健康保険特別会計(事業勘定))

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	3,383,836	813	3,384,649
8. 諸収入	10,563	12,345	22,908
歳入合計	4,484,020	13,158	4,497,178

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	97,423	1,658	99,081		813		845	
6. 基金積立金	19	11,500	11,519					11,500
歳出合計	4,484,020	13,158	4,497,178		813		845	11,500

2. 歳入

4 (款) 県支出金

1 (項) 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	3,354,003	813	3,354,816	2 特別交付金	813	特別調整交付金分 813
計	3,383,836	813	3,384,649			

8 (款) 諸収入

2 (項) 雑入

1 一般被保険者第三者納付金	2,000	12,345	14,345	1 保険給付費納付金	12,345	第三者行為による納付金 12,345
計	8,562	12,345	20,907			

3. 歳出

1 (款) 総務費

1 (項) 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	62,656	845	63,501	0	0	845	0	9 旅費	30	特別旅費	30
								13 委託料	815	委託料 訴訟業務	815
計	68,855	845	69,700	0	0	845	0				

1 (款) 総務費

2 (項) 徴税费

1 賦課徴収費	28,016	813	28,829	813	0	0	0	13 委託料	813	委託料 システム改修	813
計	28,016	813	28,829	813	0	0	0				

6 (款) 基金積立金

1 (項) 基金積立金

1 財政調整基金積立金	19	11,500	11,519	0	0	0	11,500	25 積立金	11,500	財政調整基金積立金	11,500
計	19	11,500	11,519	0	0	0	11,500				